2020年06月29日(月) 全国商工新聞(週刊){付録} 昭和26年11月17日(第3種郵便物認可) 第3416号

民商だより

須崎民主商工会
〒785-0034 須崎市大間本町11-20
TEL 0889-42-5201 FAX 0889-42-9240
メールアドレス sminnsyo@ybb.ne.jp

《返済不要 持続化給付金》

申請済27名受給者14名（1400万円）
準備中16名 相談9名（6月26現在）

自治体独自の支援制度の策定・実施ならびに国保料(税)、介護保険料の減免手続きにあたっての要請書に対して 須崎市から文書で回答がありました

別記様式第2号（第5条関係）

須プ発第62号
令和2年6月19日

須民主商工会
会長 岩井優之介 様

須崎市長 楠瀬耕作

要望等回答書

1、現在、市で実施している(準備している)、「（制度名）」について、以下の点を要望します。

①「市税(等)の滞納がないこと」の要件を削除すること。

＊(制度名)は、コロナ禍にある事業者を支援することで事業の継続、地域経済、雇用を守ることに主眼があります。経営悪化の中で滞納している者がほとんどです。滞納していることのみをもって同制度が利用できなければ、さらなる経営悪化を招きます。

【回答】須崎市独自の事業緊急支援給付金事業につきましては、市税等の完納は給付要件に含めておりません。(元気創造課)

②住民票が市内にあること、事業所が市内にあること<←制度内容によって書き換える>によって、当市の制度も、他町村の制度も利用できない、住民、事業所が出てきます。他市町村の制度内容を精査し、どの制度も利用できない住民、事業所がないようにしてください。

＊芸西村は、村内住民を対象としていますが、村外住民で村内に事業所がある場合、他の自治体の支援制度を利用していなければ対象としています。

【回答】須崎市独自の事業緊急支援給付金事業につきましては、営業実態を把握する必要性から、事業所が市内にあることを要件としています。(元気創造課)

③業種を追加してください(農林漁業や不動産賃貸業など具体的に記載する)

【回答】須崎市独自の事業緊急支援給付金事業につきましては、当初の飲食業、一般小売業、卸売業、観光宿泊業、道路旅客運送業（代行運転業を含む）に加え、事業開始後において理美容業及びクリーニング業を追加しました。
(元気創造課)

2、国保料(税)、介護保険料の減免の申請の際、「前年の当該事業収入等」を確定申告書で確認する場合、確定申告書に「事業収入等」を記載していない者については、収支内訳書や売上帳等で代替できるようにすること。

＊国の持続化給付金では、確定申告書に「事業収入等」を記載していない者については、収支内訳書で代替できるように運用を変更しました。

【回答】国保税の減免申請に関して、確定申告に事業収入等を記載していない者については、収支内訳書や売上帳等で代替できるようにします（税務課）
介護保険料の減免申請の際に「新型コロナウイルス感染症の影響による事業収入等の状況報告書（別紙①）」を提出していただいており、収入状況が確認できる添付書類としては、給与明細の写しなどで可としています。
その他、世帯員の収入及び資産の状況資料を求める必要があるときのための同意書（別紙②）を添付していただくこととしております。(長寿介護課)

＊申請にあたっては、民商がお手伝いいたします。ご安心ください。
・別紙①、別紙②は民商にあります。他の自治体でも制度があります。

「出たで！出た！出た！ありがとう」

コロナに負けず 営業と暮らしを守ろう

申請から、2週間程経った会員さんのもとへ給付確認電話をしてみると、民商と名乗る前に。「出たで！出た！出た！ありがとう」と、喜びの第一声。嬉しさが伝わってきました。お話を聞いていくと、「店はまだやね。お客さんが来ん。いかんねえ！」とちょっと沈んだ声でしたが。「またこういう制度があったら教えてよ！」と前向きな明るい声に変わり安心しました。と同時に、声がけの大切さを感じました。
（同様の喜びの声が複数）

融資の申し込みが2名来ています。

コロナ緊急事態解除後19日行動に14人

6月19日(金) 午後5時～6時、行いました。コロナ感染症で自粛、2カ月ぶりに再開で、車窓から手振り応援が多くありました。14人参加。久しぶりでした

＊次回は、
7月19日(日)
午後5時から6時
ファミリーマート前